

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース） をご活用ください

「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)」は、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大及び賃金上昇を図る事業主に対して助成するものです。

支給要件及び助成額は以下の通りです。

また、下記に加えて常時雇用する労働者の数が 300 人を超える事業主は、中途採用率を公表していることも助成対象の要件です。

助 成 額
中 途 採 用 者 1 人 あ た り
20 万 円

「申請の流れ」の「中途採用率の拡大」(イまたはロのいずれかを満たす)及び
「中途採用者の賃金上昇」のいずれも満たす事業主

加 算 額
中 途 採 用 者 1 人 あ た り
10 万 円 を 加 算

以下のいずれかを満たす事業主

- ① 「ローカルベンチマーク」の財務分析結果(総合評価点)が「B」以上である
※ローカルベンチマークの詳細は経済産業省のホームページをご参照ください
または
- ② 給与等受給者一人当たりの平均受給額を5%以上上昇させた

申 請 の 流 れ

助成対象となる方を雇い入れる前に、前日までに中途採用計画の作成・提出が必要です。

雇い入れ前

- ・ 中途採用計画の作成
- ・ 中途採用に関する情報の公表
(常時雇用する労働者の数が 300 人を超える事業主のみ)

中途採用計画を労働局へ提出

雇い入れ後

中 途 採 用 者 の 雇 用 管 理 制 度 の 整 備 + 対 象 と な る 方 の 雇 い 入 れ

中途採用率の拡大

- イ 中途採用計画期間中の中途採用率を前年同期と比較して5ポイント以上上昇させる
または
ロ 中途採用計画期間における中途採用率が 50%以上である

中途採用者の賃金上昇

中途採用者の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させる

助 成 金 支 給

中 途 採 用 計 画 期 間

中途採用率の目標(イまたは口のいずれか)に応じて、計画期間は1年または6か月のいずれかを選択します。

イ	中途採用計画期間の中途採用率を前年同期 ^(※1) と比較して5ポイント以上上昇させる	1年 または 6か月
口	中途採用計画期間における中途採用率が50%以上である	1年

※1 計画期間の初日の前日の1年前の日から当該前日までの1年間
(計画期間が6か月の場合は、計画期間の初日の前日の1年前の日から6か月間)

「 中 途 採 用 率 」 の 計 算 方 法

(1)	中途採用計画期間の前年同期 ^(※1) の中途採用率	前年同期に雇い入れた①～③に該当する労働者数	×100
		前年同期に雇い入れた②、③に該当する労働者数	
(2)	中途採用計画期間の中途採用率	期間中に雇い入れた①～③に該当する労働者数	×100
		期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数	

中途採用率の目標について

イ を選択する場合:上記の「(2)－(1)」を5ポイント以上とすることが必要です。

【例1】中途採用率を30%から40%とした場合、「10ポイント」となり要件を満たします。

口 を選択する場合:上記の「(2)」を50%以上とすることが必要です。

【例2】(2)が50%であれば、(1)が46% ((2)－(1)<5ポイント)であっても要件を満たします。

助 成 金 の 対 象 と な る 労 働 者

- ① 申請事業主に中途採用^{※2}により雇い入れられた
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた
- ③ 期間の定めのない労働者(パートタイム^{※3}を除く)として雇い入れられた
- ④ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、雇用関係、出向、派遣、請負または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
- ⑤ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験が無い

※2 新規学卒者や新規学卒者と同一の枠組みで採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇い入れ以外も対象となります。

※3 パートタイムとは、「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短い労働者」のことを指します。

この他にも要件があります。詳細は「早期再就職支援等助成金ガイドブック」をご確認ください。

【URL】<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001469853.pdf>



【お問い合わせ先】

千葉労働局職業安定部職業対策課 事業所給付係 (早期再就職支援等助成金担当)

電話 : 043-221-4393